

公益社団法人北海道アイヌ協会賛助会員規程

(目的)

第1条 公益社団法人北海道アイヌ協会（以下「本法人」という。）の賛助会員資格及び入退会手続きについては定款に定めるもののほか、この規則の定めるところに従い、適正な運営を期するものとする。

(賛助会員資格)

第2条 賛助会員は、本法人の定款第3条目的の趣旨に賛同し、別に定める会費を納入した個人及び団体とする。

(入会申込み)

第3条 入会申込みしようとする場合は、入会申込書（別記様式）を理事長に提出するものとする。

2 個人会員は、入会する際に本法人の正会員、役員（理事・監事）のいずれかの推薦を必要とする。

(入会の承認)

第4条 入会を承認した場合は、理事長は入会申込み者に承認されたことを通知するものとする。

2 入会を承認しなかった場合は、その理由を明らかにし、入会申込み者に通知するものとする。

(退会及び会員資格取消)

第5条 退会を希望する者は、いつでも本法人の事務局にその旨を申し出ることにより退会することができる。

2 本法人は、賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当法人からの書面による通知により賛助会員資格を取消することができるものとする。本条による会員資格取消の場合、賛助会員が当法人に対して支払った会費は一切返却しないものとする。

- 1) 本法人の事業を妨げ、または妨げようとした場合
- 2) 会費の納入を怠った場合
- 3) 故意又は重大な過失により、本法人の信用を失わせるような行為をした場合
- 4) 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為をした場合
- 5) 犯罪その他の信用を失う行為をした場合
- 6) その他、本法人理事会が賛助会員として不適切であると認めた場合

(内容変更)

第6条 申込用紙に記入した事項（連絡先など）に変更がある場合には、速やかに本法人の事務局にその旨を申し出ることとする。

(議決権)

第7条 賛助会員は、正会員と異なり、当法人の総会での議決権を有さない。

(会員の権利)

第8条 会員は以下の権利を持つことができる。

- 1 会員証の所有
- 2 本法人の機関誌『先駆者の集い』や本法人が作成した資料などの定期的郵送
- 3 本法人が開催する講習会等の行事への優先的な通知

(反社会的勢力の排除)

第9条 賛助会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) その他前各号に準ずる者

2 賛助会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当法人の信用を毀損し、または当法人の業務を妨害する行為
- (4) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 賛助会員が、第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当法人が当法人の賛助会員として不適切であると判断した場合には、当法人は、当法人からの書面による通知により賛助会員資格を取消することができるものとする。本条による会員資格取消の場合、賛助会員が当法人に対して支払った会費は一切返却しないものとする。

(免責事項)

第10条 当法人は、賛助会員が被ったいかなる損害についても損害を賠償する責任を負わないものとする。

2 賛助会員が他の会員、第三者に対して損害を与えた場合、賛助会員は自己の責任と費用をもって解決し、当法人に損害を与えることのないものとする。

3 賛助会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当法人に損害を与えた場合、当法人は当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(規程の変更)

第11条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

2 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。（平成26年4月1日）